

令和6年8月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年8月26日（月）午後2時37分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年8月26日(月)、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 4 番	加 藤 登
2 番	小 林 正 幸	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵 美 子	1 8 番	北 村 利 夫
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 0 番	安 藤 康 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	井 上 哲 夫	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	上 田 洋 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 川 誠	2 5 番	砂 川 耕 介
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

1 6 番	井 出 茂 康	2 1 番	佐 藤 智 哉
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	上級主査	山 澤
主 任	松 下				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 29号 農地造成工事届出について
- 日程第 5 議案第 30号 非農地証明願について
- 日程第 6 議案第 31号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について
- 日程第 7 議案第 32号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 8 議案第 33号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 10 報告第 12号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時37分

事務局（幸田事務局長） それでは、定刻を過ぎておりますけれども、「藤沢市農業委員会総会」を始めます。

[齋藤会長：旭日双光章受章・奉祝報告]

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者23名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

ただいまは、ありがとうございました。旭日双光章は、私にとっては身に余る光栄でございますが、いただきました。今後も、健康に留意しながら会長を務めていきたいと思っておりますので、皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから総会に移りますけれども、委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、何かと忙しい中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

考えてみますと、日本は、非常に災害が多い国でございます。思い返しても、今年の1月1日に石川県の能登地方で大きな地震がございました。大勢の方が被災されました。その後、大雨や台風、崖崩れなどいろいろな災害が起こっております。

その災害が起こりますと、最初に報道されるのが農業の被害というもので、その被害が非常に大きくなっております。植えたての田んぼが被害に遭ってしまつて全部だめになったとか、そういうことが非常に多く報道されます。

この災害を少しでも少なくするのが、やはり国の責任、政府の責任ではないかと思っておりますが、これからも、この異常気象の中で、いろいろな災害が起こることも考えられます。

また、先日（8月8日）は、「南海トラフ地震臨時情報」が出まして、1週間にわたつて特別な注意の呼びかけが続きました。9日には、関東地方でも震度5以上の地震が起きたことは、まだ記憶に新しいところだと思います。

こういう中で、現在、米が不足しているということで、スーパーなどに行っても米が全然ありません。それによって米の価格が上がっているというのが現状だと思いますが、思い返しますと、1993年の東北の冷害によりまして、米不足が起きました。そのときにタイ米などが日本に大量に入ってきましたけれども、その後、何が起こったかという「米離れ」です。米がなくなったということで米離れが進みまして、残念ながら、年々米の消費量が減っていくようなことが起こりました。そこで、「米余り」ということで、「減反」がずっと続いております。

今回も、一時的に値上りはするだろうけれども、今後、これが何年かすると、また米余りの状況が出てくる。年間で、約600万トンの米が消費されているようですが、これが、どんどん減っていく状況が、多分これから見られるのではないかと思います。

そこで私は、何かあるといつも言っているのですが、農業というのは、農産物は、いわゆる諸雑費の値上げ分を転嫁できない商品ですから、これを何とかしなければいけないと思っています。

一番の改善策としては、何年か前にあった「農家の直接保障」というものが必要ではないかなと思っています。多分これから、一時的に米は上がりますが、また米がだぶつきます。そのときに、また値下がりはず必ず起こりますので、そのときに、生産者が苦勞するような農政では絶対にだめだと思います。

その辺は、これからいろいろ選挙がございます。いろいろな考え方の人がいますけれども、国で法律は決めておりますので、自分が選ぶ国会議員には、そういう農政をしっかりと考えていただきたいと思っています。

それでは、ただいまから8月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入ります。藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下主任） はい、いらっしゃいます。

議長（齋藤義治委員） 傍聴人の中をお願いいたします。

[傍聴人（3人）：入室]

議長（齋藤義治委員） それでは、傍聴人の方に申し上げます。

ルールに従いまして傍聴していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、2番の小林正幸委員と3番の永野良徳委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。議案書は、2ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、遠藤の1筆。地目、田現況畑。地積、347㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。



おり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、亀井野の3筆。地目、いずれも畑。地積、合計882.32㎡。内容、貸駐車場及び貸資材置場。農用地区域除外日、1筆が、昭和59年4月20日、その他が、昭和52年11月12日。農地種別、第3種農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

23番、平川委員。

23番（平川勝昌委員） 資料は、3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、国道467号線にある「藤沢養護学校入口」交差点より、西に約50mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法の道路で、上下水道管が埋設されており、近隣には亀井野小学校と地神の森公園があるため、「第3種農地」と判断しました。

本件は、藤沢市に所在する事業者からの要望によるものです。要望者は、これまでの取引業者の資材置場等を間借りしておりましたが、事業の拡大及び受注増に伴い、専用の資材置場及び駐車場の確保が必要となりました。そのため適地を探していたところ、事務所からも近い本件申請地が見つかり、土地所有者へ要望したものです。

申請者が、貸駐車場及び貸資材置場を造成し、要望者に賃貸するもので、南側の鋼板等は、要望者が整備します。

申請地は、西側は申請者所有地、北側は農地、東側は宅地及び駐車場、南側は道路に接しています。

南側は、出入口を除き鋼板フェンスを設置し、東西及び北側は、既存のブロック及びフェンス等により土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導しました。



農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっており、「第1種農地」となります。

第1種農地は、本来、農地転用の許可はできませんが、隣接する既存施設の敷地の2分の1未満の拡張のため、例外的に許可をすることができるものです。

譲受人は、市内で運送業を営んでおります。このたび、これまで借りていた駐車場の退去依頼があったことから、代替地を探していたところ、既存の駐車場に隣接した申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側、東側及び南側が道路及び水路、西側は隣接する駐車場及び田になっております。

出入口は西側の隣接する駐車場からとなり、それ以外の北・東・南側と西側の一部に単管パイプとトラロープを設置し、境界を明示します。

敷地内は、砂利敷き後、転圧処理し、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

また、水路をまたぎ申請地を通行するため、道路管理課にて占用許可申請を行い、水路部分にボックスカルバートを設置します。

地区協においては、代理人と面談し、近隣に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。ただいま、第1種農地で、開発がなかなかできないということで、特別の理由があるようですが、事務局から追加の説明をお願いいたします。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、第1種農地の、今回の敷地拡張についての説明になりますけれども、本来、第1種農地というのは、原則転用ができないのですが、例外的に定められているものについては許可ができるものになります。

今回の敷地拡張につきましては、農地法施行規則第35条に「特別の立地条件を必要とする事業」というのがありまして、その中の、第35条第1項第5号に「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地





事務局（山澤上級主査） それでは、「非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は、6ページをお開きください。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、地番、白旗四丁目の2筆。地目、いずれも田。地積、合計105㎡。内容、平成元年頃より農業用施設用地として利用後、駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日は、令和6年8月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地は、市道立石・西俣野線にある「立石」交差点から、南西に約500mの土地になります。

申請地は、いずれも平成元年頃より農業用施設用地として利用し、その後、駐車場敷地として利用されているとのこと。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設に隙間なく取り囲まれており、なおかつ当該一団の農地の面積が30aに満たないため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年8月15日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第30号について、承認をすることに御異議はございませんか。













ちょっとだけ言わせていただきます。傍聴人の方もいらっしゃるので、ちょっとだけ説明します。

「かながわ農業委員会女性協議会」というのは、男女共同参画を目指しまして設置された協議会でございます。それで、この中で、該当者は、私と田代委員、上田委員の3人です。総会に出席したり、研修に参加したりしています。

そして、皆さんのお手元にも、多分届いていると思いますけれども、農業者年金加入推進特別研修会が横浜で開かれますが、女性協議会といたしましても、こちらに参加する予定でいます。

それで、先月は3人で自主的に、吉川委員のブルーベリー畑に、宮原耕地のブルーベリー狩りに行ってまいりました。吉川委員、お世話になりました、ありがとうございます。

それと申しますのも、耕作放棄地とか、いろいろ問題になっておりますが、吉川委員は、地元の皆さんと協力して、耕作放棄地を含め、御自分の土地や御近所の方の農地で、皆さんでブルーベリー栽培をやっておられて、PRをしてくださっているのです、私たちも行くことができました。

農業者の私たちが、これから都市農業をやっていく上で、市民の皆さんに農業のことを理解してもらい、理解を醸成（醸し出す）する、醸し出すというのは難しいですね。どうやって、何をしたらいいのでしょうかと思いますが、吉川委員がなさっていることは、それそのものでありますし、また、ほかの皆さんも、いろいろところで小学生を受け入れたりとか、そういうことをやっていらっしゃると思います。そういうことが、市民の理解を醸成していくのではないかなとつくづく感じております。

自分としても、何をしたらいいのかわからないのですが、とにかく日々農業者として仕事をして、周りの皆さんはうちの畑も、私の姿も、夫や子どもの姿も見ていただいているので、日々努力をしていくしかないのかなと感じております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

今、神崎委員が言われたように、女性の農業委員というのは、まだまだ少ないです。神奈川県内でも、まだ大分少ないので、男女、人口は半分半分ですから、本来でしたら、半分は女性にならなければおかしいのですが、今後、農業委員の女性委員がますます増えていくことを期待しております。

そのほかに、委員の皆様方から、何かございますか。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） 実は、去年の農地パトロールで、私が荒廃地として報告をしたところがあります。近隣から苦情めいたものもございまして、荒廃地として報告をしたのですが、事務局として、それなりの警告等をやっておられたと思いますけれども、今年の農地パトロールも間もなく始まりますが、その農地（荒廃地）が、全く手つかずに、さらにひどくなっているということで、しかも通学路に面した場所で、その場所は、以前、ある会社が家庭菜園をやった場所で、そういうと分かると思いますけれども、その反対側は、その同じ地権者が農転をかけて駐車場にしてきれいになっています。

しかし、その場所との間にも農道がありまして、42号線に面したところで、要するに子どもたちがそこを通学路に使っているということで、苦情が出ていますので、委員会としても、そういうところに再度警告を与えるようなことができるんでしょうかね。

我々がじかに言ってもいいけれども、できることなら事務局、委員会を通じてお願いできればと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

議長（齋藤義治委員） 今、井上委員からありましたが、パトロールのときに、荒廃農地等で報告した場所の、その後の対策はどうなっているのかということ、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局（山澤上級主査） 井上委員のおっしゃられた内容ですが、パトロールとか、違反のあるようなところについては、委員と現地確認をした上で、最終的に違反の場合は、県にも、その案件を上げていくというのがあります。

また、今回の案件についても、後ほど井上委員に現地の場所を確認させていただいて、今後の対応について検討していきたいと思いますので、よろしく御

願います。

8 番（井上哲夫委員） ひとつよろしく願います。

とにかく子どもが荒廃地の中に連れ込まれたりするようなケースも想定できるので、よろしく願います。

議長（齋藤義治委員） 農地の荒廃と、そこが通学路になっているということだと、通学路の点検というのものもあるらしいのですが、教育委員会等々との話し合いも進めていただいて、同時に進行していただければと思いますので、その辺は事務局、願いをいたします。

事務局（山澤上級主査） はい。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

松下主任。

事務局（松下主任） 事務局からお知らせということで、就農状況報告会がありまして、毎年、農業水産課と農協職員、県の職員と、半年に一回、回っていただいているもので、担当される委員さんはよく御存じだと思いますけれども、8月29日、9月10日、9月12日にありますので、よろしく願います。

議長（齋藤義治委員） はい。

そのほかに何かございませんか。

（発言等：なし）

議長（齋藤義治委員） 以上で、本日予定をしていました議事については、全て終了いたしました。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会 午後3時26分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）